事務所通信　No.309　　令和３年７月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

◆　出生時育児休業の創設　◆

■ 令和３年の通常国会において、出生時育児休業の創設などを盛り込んだ「育児・介護休業法等の改正法」が成立しました。企業実務に影響がある改正事項が含まれていますので改正の全体像を確認しておきましょう。

１　男性の育児休業促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設

▲ **施行日：令和３年６月９日から１年６か月を超えない範囲内で政令で定める日**

▲ 子の出生後８週間以内に４週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組み（出生時育児休業）を創設する。



① 休業の申出期限については、原則休業の２週間前までとする

② 分割して取得できる回数は、２回とする

③ 労使協定を締結している場合に、労働者と事業主の個別合意により、事前に調整した上で休業中に就業することを可能とする

２　育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け



▲ **施行日：令和４年４月１日**

▲ 次の措置を講ずることを事業主に義務付ける

① 育児休業の申出・取得を円滑にするための雇用環境の整備に関する措置

② 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置



３　育児休業の分割取得

▲ **施行日：令和３年６月９日から１年６か月を超えない範囲内で政令で定める日**

▲ 育児休業（上記１の休業を除く）について、分割して２回まで取得することを可能とする

４　育児休業の取得状況の公表の義務付け



▲ **施行日：令和５年４月１日**

▲ 常時雇用する労働者数が1,000人超の事業主に対し、育児休業の取得状況について公表を義務付ける

５　有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和



▲ **施行日：令和４年４月１日**

▲ 有期雇用労働者の育児休業及び介護休業の取得要件のうち「事業主に引き続き雇用された期間が１年以上である者」であることという要件を廃止する。ただし、労使協定を締結した場合には、除外することを可能とする

６　育児休業給付に関する所要の規定の整備

① 出生時育児休業や育児休業の分割取得の改正を踏まえ、育児休業給付についても所要の規定を整備する

② 出産日のタイミングにより受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例を設ける

★ この改正の施行に向けて、育児・介護休業規程の変更が必要となります。令和４年度から段階的に施行されますので、早めに準備しておきましょう！

◆　８月以降の雇用調整助成金等について　◆

■ 新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金等の特例措置は、８月末まで継続する予定です。９月以降の内容は、雇用情勢を踏まえながら検討し７月中に政府から発表予定となっています。



［ 今月号の記事担当 ： P1.2/齊藤賢二 ＊ P3.4/篠田昇 ］

◆ 健康保険法等の改正法が成立 ◆

■ 令和３年度の通常国会において「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等を一部改正する法律」が成立しました。

１ 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し

▲ **施行日：令和４年10月１日～令和５年３月１日までの間において政令で定める日**

▲ 後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)である者について、窓口負担割合を２割とする。



(※)単身世帯の場合は、課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上 （複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上）を予定。経過措置も含め政令で規定されます。

２ 傷病手当金の支給期間の通算化



▲ **施行日：令和４年１月１日**

▲ 傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行なう。

３ 育児休業期間中の保険料の免除要件の見直し

▲ **施行日：令和４年10月１日**

▲ 短期の育児休業の取得に対応して、月内に２週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与にかかわる保険料については１か月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とする。



４ その他の改正

▲ 任意継続被保険者制度の見直し等を行なう。

★ 注目を集めているのは、後期高齢者の窓口負担割合の見直しですが、企業実務を考えると傷病手当金の支給期間の通算化と育児休業期間中の保険料免除要件見直しが重要ですので今後改めてお知らせいたします。



◆ 賞与の社会保険料率 ◆

■ 夏季賞与の時期となりました。賞与支給の際は次の社会保険料率で保険料を計算してください。

▲ **自己負担分（新潟県・令和３年７月現在）**

- **健康保険料率　４．７５ ％**
- **介護保険料率　０．９０ ％**
- **厚生年金保険料率　９．１５ ％**



※ 退職月は保険料がかかりません（末日退職、雇用保険料を除く）が、届出は必要です。

◆過重労働解消キャンペーンの実施結果◆

～ 令和２年度は約72%で法令違反 ～

■ 厚生労働省から令和２年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果が公表されました。

＜ 重点監督の実施結果のポイント ＞

■ 重点監督を実施した事業場は9,120事業場うち、6,553事業場（全体の71.9%） で労働基準関係法令違反が認められた。



▲ **主な違反内容**

① 違法な時間外労働があったもの
➡ 2,807事業場（全体の30.8%）

② 賃金不払残業があったもの
➡ 478事業場（全体の 5.2%）

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの ➡ 1,829事業場（全体の20.1%）

▲ **主な健康障害防止に係る指導の状況**

① 健康障害防止措置が不十分のため、改善を指導したもの
➡ 3,046事業場（全体の33.4%）

② 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの ➡ 1,528事業場（全体の16.8%）

★ なお、月80時間を超える時間外労働が行なわれている場合は、監督指導の対象となる可能性が高いと言えます。そのような労働者がいる場合には、早急に改善が必要となります。

■ 拾い読みの読書

BRAIN

一流の頭脳

著 者／精神科医 アンダース・ハンセン　訳 御船由美子

出版社／ サンマーク出版　　1,600円＋税

科学的エビデンスに基づき

ＩＱ／集中力／記憶力／創造力／認知力／長寿／抗疲力など　全てのパフォーマンスを強化する

P3　身体を動かすことほど、脳に影響をおよぼすものは無い。これが本書のテーマである。

P292　古代の狩猟採集生活から現代のデジタル社会への世の中が変遷する中で、私たちの活動量は少なくとも半分に減った。・・・私たちが農耕生活に転じて以来、１万年が経過した。これは永遠にも思える年月だ。だが、生物学的に見れば、きわめて短い期間だといえる。・・・時間軸で考えると人類の歴史全体のわずか１%に過ぎない。

P294 人類の歴史において、ほんの短時間で生活様式がことごとく変わり、それによって身体を動かす必要性は半分に減った。・・・生活様式の変化に、肉体が追いついていない状態だ。・・・これまで述べてきた内容－－－運動すれば、脳の機能が強化される。気分が晴れやかになり、不安やストレスが和らぐ。創造性が増して、集中力が高まる。逆に身体を動かさないと不安にとらわれて悲観的になる。物事に集中できなくなる－－－とを合わせて考えれば、現代人を悩ませている「あらゆる心身の不調」は、身体を動かさなくなったことが原因だと考えていい。人類は、「生物としての歩き方」が間違っているのだ。

P302 より高い効果を望むなら、最低30分間のウォーキングをしよう。脳のための最高のコンディションを保つためには、ランニングを週に３回、45分以上行うことが望ましい。重要なポイントは心拍数を増やすことだ。そして、有酸素運動を中心に行おう。

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

スマホ脳

著 者／精神科医 アンデシュ・ハンセン　訳 久山葉子

出版社／　新潮新書　　980円＋税

スティーブ・ジョブズは、わが子になぜｉＰａｄを触らせなかったのか？

P7　現在、大人は１日に４時間をスマホに費やしている。10代の若者なら４～５時間。この10年に起きた行動様式の変化は、人類史上最速のものだ。それにはどんな影響があるのだろうか。・・・身体を動かす機会も減り、昔のような形では人と会わなくなった。多くの人－－特に若い人が、以前よりも孤独を感じている。新型コロナで外出を控えるずっと前から。睡眠、運動、そして他者との関わりが、精神的な不調から身を守る３つの重要な要素だ。それが減ると、調子が悪くなる。

P117　スマホが及ぼす最大の影響はむしろ「時間を奪うこと」で、うつから身を守るための運動や人付き合い、睡眠を十分に取る時間が無くなることかも知れない。

P203 すべての知的能力が、運動によって機能を向上させるのだ。運動はスマートな対抗策だ。

《The same boat project》

（「私たちは運命共同体」プロジェクト）



新型コロナウイルス禍の今、自殺者が増えていることを憂慮して、**《 話すことは　放すこと 》**「こころ」「からだ」「家庭内」「暮らし」「子育て」「学校生活」など８つに分類した約90の相談窓口を紹介する活動が始まりました。是非、HPをご覧下さい。https://www.same-boat.jp/

そして、お知り合いにもご紹介下さい。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (309号)

■ 人体の戸惑い (R3.5.27)

▲三十数年前宣告された糖尿病に、服薬、カロリー制限、散歩など涙ぐましい努力を続けてきたが数値は高止まり、諦めかけたこともあった。

▲一変させたのが、７年前のとある会合で同病の方から教わった「炭水化物制限」。その理屈は、10万年前の人の誕生からずっと狩猟採取生活で、日本人が炭水化物を多く摂り始めたのは稲作文化が花開く弥生時代のたかが 2,300年前。今、大量の炭水化物摂取に戸惑う身体を正常化するために制限するというものだが、僅か10日後の検査で目を見張る数値の改善に大いに納得したものだ。

▲今回、運動が脳に及ぼす影響をテーマとしたスウェーデンの精神科医の『一流の頭脳』を読み、現代の急速なデジタル社会の中で多くの人が心身の不調を訴えるのは、古代狩猟採取生活で活発に動いていたものが、身体を動かさなくなったことが原因とする理屈にも納得できた。

▲不調解消には、最低30分間のウォーキング、最高のコンディションを保つにはランニングを週に３回、45分以上行うことが望ましいとし、ポイントは心拍数を増やすこと、有酸素運動を中心に行うこととし、我が日々の精進とも符合した。

▲「健康オタク」などと揶揄されながらも、体調不良を経験したが故に健康であればこその判断力の維持を願って続けている朝晩60分、計15,000歩の「速歩」の効果で、今、マンモスに遭遇したとしても「やり過ごすか！ 逃げるか！ 戦うか！」の判断が即座にできる気がすることの訳であることに思いが至った。ただ、徘徊老人の錯覚でないことを願ってはいるが・・・。

■ 読者の反応 (R3.6.4)

▲「最近の出来事から」を、犬も歩けば棒に当たるで何とか書き続けて来たが、不要不急の外出自粛は題材探しに難儀することを多くしていた。

▲そんな中を助け船が来た。先月の「拾い読みの読書」で紹介した《自律する子の育て方》を見た方から、『長男にファミコンを買ってやらなかったら友達の家で嵌(は)まり込みクレームを頂き、仕方なく購入しました』との落ちと共に、『私のモットーは干渉しない！　勉強しろと言わない！　皆が持っているものは買ってあげない！　18歳、高校を卒業したら家に置かない！　うまく３人、育ってくれました』とメールを頂き、まだ間に合いそうな職員に子育ての秘訣として紹介した。

▲《働かないおじさんが御社をダメにする》に反応した友人からは、『耳の痛い本の紹介があり、退職の一因が書かれていたよ』とメールが届き、『耳が痛い場合は耳鼻科です。小生も行かなければ・・・』と返した。

▲今も東京の有名企業に勤め、『在宅勤務の日々が続き、週１日の出社では仕事への意欲が大きく減退。今年のｻﾗﾘｰﾏﾝ川柳第一位句を実感中。引継ぎが順調に進めば９月末には年金生活へ突入』とあった。因みにサラ川１位は「会社へは　来るなと上司　行けと妻」。それに対して、『サラ川・ベスト10にあった「Ｊ・Ｙ・Ｐａｒｋ」も「ＹＯＡＳＯＢＩ」も知りませんでした。「５爺(じい)」の仲間入りです。そんな訳で、小生も卒業のタイミングを見計らっています』と返した。

▲こんなタイミングで偶然目にした日経新聞の広告欄の丹羽宇一郎氏著「社長が席を譲りなさい」は、天の啓示かと苦笑いし、早速手配した。